



民生課からのお知らせ

■国民年金保険料の免除等について、さかのぼって申請できる期間が長くなります

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、ご本人の申請により保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

- ・保険料免除制度
- ・若年者納付猶予制度
- ・学生納付特例制度

現在、国民年金保険料の免除(猶予)は、申請前直近の7月(学生納付特例制度は4月)以降の月が対象となっておりますが、平成26年4月より過去2年分までさかのぼって申請することができるようになります。

なお、現行と同様に、1枚の申請書で申請できるのは7月から翌6月まで(学生納付特例制度は4月から翌3月まで)の12月間となりますので、必要に応じて複数に申請書の提出をお願いします。

(※申請後に、所得による審査

を行い決定されます。)

問い合わせ

港年金事務所

☎03(5401)3211

役場 民生課住民年金係

☎(5)0243

■ちよこつと共済加入について

「ちよこつと共済」は、東京都39市町村の住民が会費を出し合い、交通事故にあつた時、見舞金を受けられる助け合いの制度です。選べる2コース制です。

○Aコース：年額10000円の会費で最高300万円の見舞金

○Bコース：年額5000円の会費で最高150万円の見舞金

さらにとのコースでも、会費が交通災害で死亡したときに、中学生以下のお子さんがある場合、年額10万円2千円の交通遺児年金が支給されます。

加入申込書付きパンフレットは、今月号の広報にじまと同時に各家庭に配布しています。

申込窓口 民生課住民年金係

または各支所

詳細・問い合わせ

ちよこつと共済ホームページ

<http://www.ctv-tokyoo.or.jp/>

民生課住民年金係

☎(5)0243 内線111

借金の返済でお悩みの方へ

関東財務局東京財務事務所では、無料の多重債務相談窓口を開設しています。専門の相談員が電話または面接による相談に並び、必要に応じて法律の専門家に引き継ぎを行っています。

個人の秘密は厳守します。まずはお電話ください。なお、各種会合等において、本件にかかる説明も行っておりますので、講師派遣等のご要望(無料)がありましたら、お電話ください。

受付時間

平日 午前9時～正午、午後1時～5時

連絡先

関東財務局東京財務事務所  
☎03(5842)7475

税政係からのお知らせ

■平成26年度住民税の申告について

1月1日現在、村内に住所を有する方はすべて、原則として住民税の申告が必要です。申告期限は、毎年3月15日です。ただし、次に該当する方

は、申告しなくても良いことになっていきます。

- ①すでに所得税の確定申告をした
- ②前年中の所得が給与所得のみで、給与支払者が村に「給与支払報告書」を提出している
- ③前年中の所得が公的年金等に係る所得のみ
- ④親族の被扶養者として、確定申告書に記載されている(勤務先での年末調整含む)

▼申告が無い場合

無申告の場合、非課税証明などの税証明書が交付できません。住民税の申告は、健康保険税・介護保険料などの算定や、国民年金保険料の免除などの資料となります。収入が無く、控除対象配偶者・扶養親族にもなっていない方や、障害年金などの非課税所得のみの方も、毎年住民税の申告をして下さい。

▼ご注意ください

次に該当する方は、確定申告は不要ですが、住民税申告は必要な場合があります。社会保険料や扶養などの所得控除額を正しく申告しないと、住民税額が高くなる可能性があります。

- ①公的年金等の収入が40万円以下で、その公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下
- ②所得金額が少なく、納めるべき所得税が無い、など

また給与支払者が「給与支払報告書」を市町村に提出していない場合、その給与受給者は自分で気付いて申告しない限り、無申告者となってしまう。法人・個人事業主の方は、従業者全員分の「給与支払報告書」の提出義務がありますので、ご協力をお願いいたします。

▼住民税申告に必要な書類

申告書の用紙は税政係と各支所にあります。添付・提示する書類は、所得税の確定申告と同様です。収入のある方は、源泉徴収票・社会保険料や生命保険料の控除証明書・領収書など、収入金額や控除額が確認できる書類が必要で、給与支払者から源泉徴収票の交付が受けられない場合などは、ご相談ください。申告の際は、印鑑をご持参ください。

【申告の受付・問い合わせ先】

企画財政課税政係

☎(5)0240 内線113

# 不法投棄は犯罪です!!

以前から何度もお知らせしていますが、ごみを山中や他人の土地に不法に捨てる人が後を絶ちません。このような行為は、景観を損ねるばかりか環境破壊につながります。

今回は「羽伏浦公園南側駐車場」の茂みの中で、不法投棄されたテレビとイスが発見されました。

自分たちの住む島を汚す非常識な行動をとっている人がいます！分別を守り、



▶今回不法投棄されていた廃棄物（2月12日発見）



法律に従って処理をしている方々が迷惑をしています。出し方の分からないゴミについては、役場民生課民生係へお問い合わせください。

### ▼不法投棄の罰則

不法投棄は重大な犯罪です。不法投棄をした者には、法律により「5年以下の懲役」または「1千万円以下の罰金」が科せられます。

※なお、今回不法投棄されたテレビについては、持ち主が見つかるまで保管用コンテナで管理します。

問い合わせ 民生課民生係

☎(5)0243 (直通)

## 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方へ

70歳の誕生月の翌月から

### 医療費の窓口負担が2割になります

(※ただし、各月1日が誕生日の方はその月から2割になります)

70歳から74歳の方の窓口負担は法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするために2割負担に見直されることとなりました。

#### 対象者

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方  
(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

#### 2割となる時期

70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)から  
(例)平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。

#### ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

## 平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎える方へ

平成26年4月以降も医療費の

### 窓口負担が1割のまま変わりません

(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、3割から1割になります)

平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

#### 対象者

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方  
(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

#### ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

【詳細・問い合わせ】民生課保険係 ☎(5)0243 内線109・110